

## 健康サポート Link 利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、この「健康サポート Link 利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「健康サポート Link」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第1条 （規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。お客様が本規約の内容に同意されない場合、又は契約者の登録に必要な個人情報を提供されない場合には、本サービスを利用することはできません。

### 第2条 （用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- ① 利用契約： 当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約をいいます。
- ② サービス契約者： 当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- ③ 本サービスサイト： 本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<<https://www.d-healthcare.co.jp/>><<https://www.watashi-move.jp>><<https://www.nttdocomo.co.jp>>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- ④ WM 利用規約： 当社が別途定める「WM（わたしムーヴ）利用規約」をいいます。
- ⑤ WM 会員： WM 利用規約に同意のうえ当社が提供する健康関連サービスを利用する者をいいます。
- ⑥ 当社指定アプリ： 当社が別途本サービスサイト上で指定するアプリケーションをいいます。（本サービスサイト上においてお客様が連携設定を入力した外部アプリも含まれます）
- ⑦ 計測データ： 当社指定アプリを通じて当社プラットフォームに蓄積される WM 会員のバイタルデータやヘルスケアに関する情報をいいます。
- ⑧ バイタルデータ： 当社が提供する健康関連サービスにおいて利用される血圧値、体重、生理日その他の健康状態や身体情報に関わる情報をいいます。
- ⑨ メンバー： 第 3 条第(1)項第①号に定める利用者登録機能を利用して登録された WM 会員をいいます。

- ⑩ 対象計測データ： 計測データのうち、メンバーのものであり、かつ、当該メンバーが当社所定の手順により計測データをサービス契約者へ提供することについて同意した日以降のものをいいます。

### 第3条 （本サービスの内容等）

- (1) 本サービスは、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とします。
- ① 利用者登録： サービス契約者が本サービスを通じて対象計測データを参照可能とするために本サービスの管理対象としてWM会員を登録する機能。
  - ② 管理者画面： 対象計測データを閲覧し、集計し、又は一括ダウンロードすることができる機能、及び組織情報やメンバー情報を編集することができる機能。
- (2) 本サービスの利用には、利用契約成立後、当社から提供する ID、パスワード等（以下総称して「本サービス ID 等」といいます。）が必要です。
- (3) 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は日本国内とします。サービス契約者は本サービスを利用可能地域以外の地域でも利用できる場合がありますが、当社は、当該地域での本サービスの利用について何ら保証するものではなく、当該地域で本サービスを利用したことによりサービス契約者に損害が生じたとしても一切責任を負いません。

### 第4条 （本規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス契約者に通知する方法によって、本規約を変更することができるものとします。なお、変更日以降は、当該変更後の本規約が適用されます。

- ① 本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき
- ② 本規約の変更が、利用規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

### 第5条 （利用契約の成立）

- (1) 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同意のうえ、当社所定の健康サポート Link 申込書（以下「申込書」といいます。）に必要となる事項を記載して当社に提出することにより、利用契約の申込みを行うものとします。申込書が提出された時点で、申込者は本規約の内容に同意したものとみなします。
- (2) 当社は、申込者に対し、第(1)項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。

- ① 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
  - ② 申込者が第 11 条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。
  - ③ 申込者が本規約に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
  - ④ 申込者が第 23 条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。
  - ⑤ 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 利用契約は、当社が第(1)項に基づく申込みを承諾し、その申込手続が完了した旨を申込者に通知した時点で当該申込者と当社との間において成立するものとします。
- (5) 本条の定めは、サービス契約者が利用 ID 数の追加を申込み場合に準用するものとします。

#### 第6条 （本サービス ID 等）

- (1) 当社は、利用契約が成立した場合、サービス契約者に対して本サービス ID 等を発行し、これを提供します。
- (2) サービス契約者は、当社が発行した本サービス ID 等を自らの責任において当社所定の手順によるパスワードの変更、及び未使用の本サービス ID 等の削除を行うなど、厳重に管理するものとし、第三者に利用させ、貸与し、若しくは譲渡し、又は売買等をしてはならないものとします。
- (3) 当社は、サービス契約者に発行された本サービス ID 等が入力された場合は、全てサービス契約者自身により入力されたものとみなします。本サービス ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はサービス契約者が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
- (4) 本サービス ID 等が不正に使用されたことにより、当社に損害が生じた場合、サービス契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。
- (5) サービス契約者は、本サービス ID 等が盗難若しくは紛失にあった場合、又は第三者に不正に使用されたことを知った場合は、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
- (6) 当社は、サービス契約者から前項に定める連絡を受けたときは、当社所定の手続きに従い、サービス契約者に対して本サービス ID 等の再発行を行い、これを提供します。

#### 第7条 （通知）

- (1) 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
  - ① サービス契約者が利用契約に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所等への郵送による通知。
  - ② サービス契約者が利用契約に基づき当社に届け出ているメールアドレスへのメー

ルによる通知。

③ 本サービスサイト又は管理者画面への掲載による通知。

④ その他当社が適当と判断する方法。

(2) 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を  
発した時点になされたものとみなします。

#### 第8条 (変更の届出)

(1) サービス契約者は、氏名、名称、住所、電話番号その他の本サービスに関する当社への  
届出内容に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとします。なお、届  
出内容に変更があったにもかかわらず、当社に届出がない場合（届出後、当社がその  
変更内容を確認できるまでの期間を含みます。）、本規約に定める当社からの通知につ  
いては、当社がサービス契約者から届出を受けている連絡先への通知をもってその通  
知を行ったものとみなします。

(2) 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提  
示又は提出をサービス契約者に求める場合があり、サービス契約者はこれに応じるも  
のとしします。

#### 第9条 (再販売の禁止)

サービス契約者は、当社から提供を受けた本サービスを第三者に対し提供すること（第10  
条（知的財産権等）に定める本サービスコンテンツ等や対象計測データを第三者に対し提  
供することを含みます。）はできません。

#### 第10条 (知的財産権等)

本サービスに関連して、又は本サービスを通じてサービス契約者に提供される情報・コン  
テンツ等（以下「本サービスコンテンツ等」といいます。）に係る著作権等の知的財産権  
その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。利用契約の締結は、サービス契約者  
に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、サービス契約者は、利用契  
約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスコンテンツ等を使用す  
ることができるものとします。

#### 第11条 (禁止事項)

サービス契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはなら  
ないものとします。

① 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産  
権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれ  
のある行為。

- ② 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ③ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ④ 法令に基づく必要な認証又は承認を受けていないプログラムにおいて本サービスコンテンツ等や対象計測データを利用する行為。
- ⑤ 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為。
- ⑥ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ⑦ 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ⑧ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ⑨ 本サービスを利用可能地域以外の地域で利用する行為。
- ⑩ 本サービス ID 等を不正に使用する行為。
- ⑪ 本サービスコンテンツ等について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスコンテンツ等を第 10 条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為。
- ⑫ 本サービスコンテンツ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為。
- ⑬ その他当社が不適切と判断する行為。

## 第12条 （利用料金）

- (1) 本サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）は、当社が別に定める「健康サポート Link 利用料金表」に記載のとおりとします。
- (2) サービス契約者は、利用料金を、これに加算される消費税（地方消費税を含みます。）相当額とともに、当社が交付する請求書において指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当該請求書において指定する方法により支払うものとし、また、サービス契約者は、追加を申込んだ利用 ID 数に係る利用料金について、次の計算式により算出された金額を、その金額に加算される消費税（地方消費税を含みます。）相当額とともに一括して支払うものとし、  
{(当社が当該利用 ID 数の追加に関する申込みを承諾し、その申込手続が完了した旨をサービス契約者に通知した日の属する月から利用契約の有効期間満了日の属する月までの月数) ÷ 12} × 利用料金（税抜）

なお、第 21 条の定めに基づき利用契約の有効期間が延長された場合、以降の追加された利用 ID 数に係る利用料金については、利用料金と合算して支払うものとします。

- (3) サービス契約者は、利用料金その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます。）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第(2)項に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
- (4) 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (5) 当社は、サービス契約者から一旦支払われた利用料金は事由の如何にかかわらず返金いたしません。
- (6) 前各項の定めにかかわらず、サービス契約者が、当社との間で本サービスの利用に係るライセンス（本サービスの利用権）の購入又は提供等（以下「ライセンス購入等」といいます。）に関する契約（当該契約においてライセンス購入等について定められたものを含むものとし、以下「ライセンス購入等契約」といいます。）を締結したときは、当該ライセンス購入等契約に定める ID 数分の利用料金及び利用料金の支払については、当該ライセンス購入等契約の定めが適用されるものとします。
- (7) 前各項の定めにかかわらず、サービス契約者が、当社が定める「ビジネスプラス利用規約」に基づくビジネスプラスサービスの提供に関する契約（サービス契約者とドコモとの間で「ビジネスプラス特約承り書」に基づくビジネスプラス特約が締結されたときは当該ビジネスプラス特約による変更後の内容を指します。以下同様とします。）を締結したときは、当該ビジネスプラスサービスの提供に関する契約に定めるアカウント数分の利用料金及び利用料金の支払については、当該ビジネスプラスサービスの提供に関する契約の定めが適用されるものとします。
- (8) 本サービスの利用にあたっては、別途通信料がかかります。

#### 第13条（サポート等）

- (1) 当社は、当社の営業時間内（平日午前 9 時 30 分から午後 6 時まで。土曜・日曜・祝日、年末年始を除きます。）において、サービス契約者からの本サービスの利用に関する問い合わせ及びサポート（以下「サポート等」といいます。）を、当社所定の電子メールアドレス宛の電子メールその他当社が本サービスサイト上で指定する方法でのみ受け付けいたします。なお、メンバーからのサポート等の受け付けはいたしません。
- (2) 当社は、前項の定めに基づき受け付けたサポート等について、その全てに回答し、又は解決することをサービス契約者に対し保証するものではありません。

#### 第14条（提供中断等）

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
- ① 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
  - ② 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
  - ③ 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
  - ④ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
  - ⑤ 過度のアクセスの集中、不正アクセス、ウィルスの侵入、コンピュータネットワーク障害などにより、当社が本サービスの提供により当社又は第三者に不利益が生じるおそれがあると判断したとき。
  - ⑥ 行政や裁判所による勧告、命令、強制処分等に従うとき。
  - ⑦ その他当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
- (2) 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
- (3) 当社は、第(1)項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨をサービス契約者に通知する方法によりサービス契約者に周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
- (4) 当社は、第(1)項又は第(2)項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等によりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

#### 第15条 (提供停止等)

- (1) 当社は、サービス契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、サービス契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- ① 第5条(利用契約の成立)第(3)項各号のいずれかに該当するとき。
  - ② 第8条(変更の届出)又は第11条(禁止事項)に違反したとき。
  - ③ 第12条(利用料金)に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき(当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。)
  - ④ 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
  - ⑤ 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。

- ⑥ その他本規約に違反したとき。
  - ⑦ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (2) 当社は、サービス契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、当社が第 18 条（当社が行う利用契約の解除）に基づき利用契約を解除することを妨げるものではありません。
- (3) 第(1)項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、サービス契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

#### 第16条 （サービスの廃止・変更・追加）

- (1) 当社は、1 か月以上前の通知により、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。また、当社は、1 か月以上前の通知により、本サービスの全部又は一部の内容、名称若しくは仕様の変更又は追加を行うことができます。
- (2) 前項の定めに基づき本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。
- (3) 当社は、第(1)項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

#### 第17条 （サービス契約者が行う利用契約の解約）

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社へ連絡後、当社が指定する解約手順に従いその旨を当社に提出することにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続が完了した旨をサービス契約者に通知した時点で利用契約は終了するものとします。

#### 第18条 （当社が行う利用契約の解除）

当社は、サービス契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- ① 利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- ② 第 15 条（提供停止等）第(1)項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
- ③ 第 11 条（禁止事項）に違反したとき。
- ④ 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- ⑤ 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生

手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。

- ⑥ 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
- ⑦ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

#### 第19条 （損害賠償の制限）

- (1) 当社がサービス契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社がサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ、利用料金（サービス契約者が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金とします。）の12分の1相当額を上限とします。
- (2) 当社の故意又は重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

#### 第20条 （個人情報の取り扱い）

- (1) 個人情報の取り扱いについて

当社は、サービス契約者等に関する個人情報の取り扱いについて、別途当社の定める「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

- (2) 個人情報の利用目的について

当社は、サービス契約者に関する個人情報を取得した場合、以下の目的で利用します。

- ① 本サービスの提供、運用・管理。
- ② 本サービスに関するお問い合わせ対応。

- (3) 個人情報の開示などのお問い合わせと手続について

個人情報の開示などのお問い合わせと手続については、「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるものとします。

- (4) 業務委託について

当社は、業務の全部又は一部を委託するに伴って、個人情報を業務委託先に提供することがあります。その場合、委託先との間で秘密保持契約等を締結し、必要な措置を講じます。

#### 第21条 （有効期間）

- (1) 利用契約の有効期間は、利用契約の成立日から1年間とします。ただし、利用契約の有効期間満了日の1か月前までにサービス契約者から解約の意思表示がないときは、利用契約は1年間、同一条件にて自動的に延長されるものとし、以後も同様としま

す。

- (2) 前項の定めにかかわらず、サービス契約者が、ライセンス購入等契約を締結したときは、当該ライセンス購入等契約に定める ID 数分の利用契約の有効期間については、当該ライセンス購入等契約の定めが適用されるものとします。
- (3) 前各項の定めにかかわらず、サービス契約者が、「ビジネスプラス利用規約」に基づくビジネスプラスサービスの提供に関する契約を締結したときは、当該ビジネスプラスサービスの提供に関する契約に定めるアカウント数分の利用契約の有効期間については、当該ビジネスプラスサービスの提供に関する契約の定めが適用されるものとします。

## 第22条 （残存効）

利用契約が終了した後も、第1条（規約の適用）、第3条（本サービスの内容等）第(3)項、第10条（知的財産権等）、第12条（利用料金）、第14条（提供中断等）第(4)項、第16条（サービスの廃止・変更・追加）第(3)項、第19条（損害賠償の制限）、第24条（権利の譲渡等）から第28条（準拠法）までの定めは、なお有効に存続するものとします。

## 第23条 （反社会的勢力の排除）

- (1) サービス契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - ① 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
  - ② サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ③ サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑥ サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) サービス契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

#### 第24条 （権利の譲渡等）

サービス契約者は、利用契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

#### 第25条 （合意管轄）

サービス契約者と当社との間で利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第26条 （不放棄）

当社が本規約に規定するいずれかの権利を行使しなかったとしても、その権利を放棄したとみなされるものではありません。

#### 第27条 （無効条項の影響）

本規約に規定する条件のいずれかが無効とされた場合であっても、その他の条件はその影響を受けず有効に存続するものとします。

#### 第28条 （準拠法）

利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 附則（平成29年4月18日）

本規約は、平成29年4月18日から実施します。

#### 附則（令和2年4月1日）

この改定による本規約は、令和2年4月1日から実施します。